

福島県国民健康保険条例について

平成 30 年 8 月 27 日

福島県国民健康保険課

平成29年12月26日

福島県条例第83号

福島県国民健康保険条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第3条―第8条）
- 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第9条―第11条）
- 第4章 国民健康保険事業費納付金（第12条―第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 県が行う国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「納付金等省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 国民健康保険運営協議会

（設置）

第3条 法第11条の規定に基づき、知事の附属機関として福島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第4条 協議会は、委員11人で組織する。

（委員の定数）

第5条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人

ニ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

三 公益を代表する委員 3人

四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第8条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

（国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

第9条 県は、法第75条の2第1項並びに算定政令第6条第2項及び第3項の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

（国民健康保険保険給付費等交付金の種類）

第10条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、算定政令第6条第2項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対し交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

一 算定政令第4条第3項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別な事情に応じて交付する額

ニ 法第72条第3項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額

三 法第 72 条の 2 第 1 項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額

四 法第 72 条の 5 第 1 項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び法第 72 条の 5 第 2 項の規定により県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合計額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(委任)

第 11 条 この章に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第 4 章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第 12 条 県は、年度ごとに各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、納付金等省令及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第 13 条 医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において、知事が定める数とする。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第 14 条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第 4 条の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 4 項第 1 号に掲げる値とする。

2 前項の規定にかかわらず、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、年齢調整後医療費指数を、算定政令附則第 4 条の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 4 項第 3 号に掲げる値とすることができる。

3 算定政令附則第 4 条の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 4 項第 3 号イの規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月

31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（施行令第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が420万円を超えるものの200万円を超える部分とする。

（一般納付金所得係数）

第15条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。

一 県に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

二 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

（一般納付金所得等割合）

第16条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第17条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数）

第18条 一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第19条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。

一 県に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

二 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第 20 条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第 4 条の規定により読み替えられた算定政令第 10 条第 4 項第 1 号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第 21 条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第 10 条第 5 項第 2 号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第 22 条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第 23 条 介護納付金納付金所得係数は、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。

- 一 県に係る算定政令第 11 条第 3 項第 1 号に掲げる額
- 二 算定政令第 11 条第 3 項第 2 号に掲げる額

(介護納付金納付金所得等割合)

第 24 条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第 11 条第 4 項第 1 号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第 25 条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第 11 条第 5 項第 2 号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第 26 条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(委任)

第 27 条 この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成 17 年福島県条例第 117 号）

二 福島県国民健康保険運営協議会条例（平成 29 年福島県条例第 11 号）

(福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に交付されている廃止前の福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第 1 条に規定する福島県国民健康保険調整交付金については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

(会議の招集の特例)

4 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

5 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。